

Title	アルヴァレスの『現代国際法の基本的綱領及び大原則の宣言』
Sub Title	
Author	前原, 光雄(Maehara, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1937
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.16, No.2 (1937. 6) ,p.131- 142
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19370630-0131

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アルヴァレスの

「現代國際法の基本的綱領及び大原則の宣言」

前 原 光 雄

國際法の法典化に關する是非の論は暫らく措き、現實に法典化への努力が過去に於て拂はれ、また現在に於ても拂はれつゝあることは事實である。法典化に關する國際聯盟の努力、或ひは、汎アメリカ會議に於ける法典化事業、各國國際法研究團體の活動等を一瞥するならば、これは何人も容易に認め得ることである。

國際法の研究を目的とする五個の國際的な團體、即ち、萬國々際法學會 (L'Institut de Droit International)、國際法協會 (International Law Association)、國際外交學會 (L'Académie Diplomatique Internationale)、國際法學聯盟 (L'Union Juridique Internationale) 及びアメリカ國際法學會 (L'Institut américain de Droit International) は一九三〇年より以前から既に國際法の法典化について努力を拂つてゐた。そして、それは甚だ實現の可能性をもつたものであつた。この宣言を發表したアルヴァレスは五個の團體から報告者として選ばれた一人である。一九三〇年の法典編纂會議に於て、法典化希望の決議が採擇せられたことは周知の事實である。この希望を實現し與へられた使命を遂行する最善の方法としては、各學會に「將來に於ける國際法の基本的綱領及び大原則の宣言案 *Projet de*

(387)

Declaration sur les données fondamentales et les grands principes du Droit International de l'avenir) を提出することであると考へた。かくて法典編纂委員會の慎重な検討を経て作成せられたものが、「現代國際法の基本的綱領及び大原則の宣言 Déclaration sur les données fondamentales et les grands principes du Droit International moderne」である。

この宣言は、前掲五個の國際法研究團體中の三個のもの、即ち、L'Académie Diplomatique Internationale, L'Union Juridique Internationale, 及び International Law Association によつて既に賛成を得てゐる。残りの二個の團體の中で萬國々際法學會は委員會から提出の草案多數の爲めに本案を審議すべき時間が無かつたこと、アメリカ國際法學會は丁度一時的にその活動を停止中であつた爲に、矢張り審議し得なかつたので、報告者として任命せられたアレシヤンドロ・アルヴァレス(Alejandro Alvarez)が本宣言とその理由の説明を述べた小冊子發表するまでには賛否不明であつた。然し、これ等兩學會の態度は何れ決せらるべきは既定の事實である。

こゝに紹介する「國際法の基本的綱領及び大原則の宣言」の作成は前掲アルヴァレスに負ふところ極めて多いことを認めねばならない。それは、一九三六年九月十日より十五日までパリで開かれた International Law Association の會議に於て、該宣言を承認するに當つても、「法典化委員會の報告者アルヴァレス氏によつて準備せられたテキストを了知し……」なる文句を決議に記してあることを以てしても明かである。(A. Alvarez, Exposé de Motifs et Déclaration des grands principes du Droit International Moderne, 1936, p. 13, note 1.)

一、特色

本宣言の特色について一言説明する必要がある。

(1) 第一に、從來個人又は學會等によつて作成せられた法典案は種々あるが、それ等の法典案で國際法の全般に亘つて規定するものは何れも、その規定は千百を以て數へるものばかりである。個人の手に成る法典案で著名なものを見て、ブルンチェリイ (Brunschli) の一八六一年の法典案は八六二條、フィールド (Field) の一八七六年の法典案——一八七二年の法典案を修正したもの——一、〇〇八條、フィオーレ (Fiore) の一八九〇年の法典案は一、三四〇條である。然るに、この宣言は全條僅か四十ヶ條に過ぎない。これは、その名稱が示す様に、國際法の基本的な綱領と大原則のみを示したもので、細則には觸れてゐないことを特色とするのである。詳細な法典もとより排斥すべきではないが、法典化の順序としては、先づ大綱を定めて、然る後に細則に入るのを正道とする。法典化する事業が如何に至難なものであるかは、國際聯盟の拂つた努力と、その努力の結果得た法典化の實踐とを照し合すならば、思ひ半ばに過ぎるものがある。それ故に、先づ大綱より業を進めることは正當な方法である。しかも、この法典案を先づ國際法の研究團體に提示して、國際法専門家の意見を問ひ、それ等の贊助を得て、それから各國が現實的法規として採用することに進む方法を採用してゐることも極めて賢明な策である。利害關係の互ひに錯綜する各國に對し、直ちに或法規を承認せしめ様とするとは甚だ困難であることも、一九三〇年の法典編纂會議で充分に證明せられた。それ故に、先づ、國際法を専攻する者の意見を纏め、各國をして徐々に、それに従はしめることは法典化を實現する正攻法と言ふべきであらう。

(2) 第二の特色は、この宣言は、所謂國際法規を羅列したものではなくて、その題名が示す様に、基本的綱領なるものを掲げてゐる。この基本的綱領は、その規定を一讀して解る様に、國際法規といふよりも、國際法規が産れ、理解され、正當づけられるべき前提要件を成す事實を規定したものである。ある國際法規はこの事實の認識を基礎

として發生し、この事實に基いて理解され、解釋され、これに基いて、その法規の存在が正當づけられるのである。これが所謂この宣言で基本的綱領 (les données fondamentales) と稱ばれるものである。

(3) 第三の特色は、原則 (principes) と規則 (règles) とを區別したことである。こゝに原則と稱ばれるものは、基本的な國際法規であつて、それは各國民の法的意識を具現したものである。總ての國家に一般的に適用せられ、國家の意思を以て、この原則を改變することを許さない。即ち、こゝに掲げられた原則はその效力に於て普遍的なものである。

規則 (règles) は原則と異り、第二次的なものであつて、原則の適用を目的とし、或は個々の事件を規律する爲の規定である。規則は各國の明示的、又は默示的な意思によつてのみ作られ、國家は、自由にそれを改廢し得るものである。

これによつて觀れば、國際法規には、その效力を異にする二種の法規があり、所謂**原則は規則よりも上位に在る**規範であることが解る。國際法は同位關係法 (Kordinationsrecht) であるか、或は從屬關係法 (Subordinationsrecht) であるかは、學者によつて見解の分れるところであるが、この宣言は、國際法を以て從屬關係法であると決したものと謂ひ得る。この點は、この宣言の重要な特徴の一として看過せない。

二、重要性

國際法上學說の分れてゐる點は枚擧に遑がないであらう。ある點については、二個以上の異説が存し、國際間の實行に於ても全く歸一するところがない様な、所謂、學說・慣行共に一致を缺く様な場合も、甚だ屢々である。この様な論點は、一面から觀れば、學說と國家の實行とが牽連關係を有するものである限り、學說の不一致が慣行の

相違を來し、或はその反對に、慣行の不統一が學說の分れる原因であるとも云ひ得る。それ故に、學說の一致は、惹ひては、慣行の一致を來すことになるのである。この宣言は、世界の最も有力な國際法研究團體の五個の中で、既に三個から賛意を表せられてゐる。世界の多數の知名な國際法學者を包容するこれ等の團體によつて承認せられたことは、とりもなほさず、多數の國際法學者によつて是認せられたものであると云ひ得るであらう。即ち、少なくとも、この宣言に包含せられる國際法上の種々の問題は、國際法學說の主流を爲し、又は爲すべき可能性あるものと認め得るであらう。既に、ストラスブール大學の國際法教授ロベール・レズローブ(Robert Redlob)の如きは、その近著 *Les Principes du Droit des Gens moderne*, 1937 年の序文に於て、彼の勞作は、アルヴァレスによつて編纂せられた「現代國際法の大原則の宣言」に感銘した旨を述べ、それを彼の述作の主要な骨組とし、この宣言を絶賛し、卷末には附録として宣言の全文を掲げてゐる。これはもとより、この宣言の一反響に過ぎないであらうが、これを以て、その學問的價值を想像するに難くない。筆者が、この假譯を掲げて紹介を試み様とするのも、この宣言の國際法學的な價值の看過し得ないことを認めるからである。

現代國際法ノ基本的綱領及ビ大原則ノ宣言

第一編 國際法團體

第一條 國家間ノ相互依存ハ、ソレ等ノ相互關係ニ基ク。ソレ等ノ相互扶助ハソレ等ノ平和的共存及ビ物質的並ビニ精神的發展ノ條件ナリ。

第二條

コノ相互依存ハ團體員各自ノ個別的利益ニ優越スル一般的利益ヲ生ゼシメ、各團體員ニ共同ノ目的(ends)アルヴァレスの「現代國際法の基本的綱領及ビ大原則の宣言」

アルヴアレンズの『現代國際法の基本的綱領及び大原則の宣言』

Commanda) 従ツテ、團體員間ノ權利・義務ノミナラズ、團體ニ關スル權利・義務ヲ發生セシム。

第三條 國際法團體ハ其構成員ノ調和アル協働 (Tharmonieuse coopération) ヲ保障スルガ如キ方法ニ組織サルベシ。

第四條 國策ハ常ニ國際法ノ原則、殊ニ本宣言ノ原則ヲ尊重スベシ。

第二編 國際法ノ淵源、適用及ビ發展

第五條 國際法團體員間ノ關係ハ本宣言ニヨリ規律セラル。

第六條 本宣言ニ特別ナ規定ナキ場合ハ次ノモノニヨリ規律セラル。

(イ) 紛争當事國ノ明示的合意ニヨル原則及ビ規則、

(ロ) 大多數ノ國家 (La generalité des Etats) ニヨリ承認セラレタル慣習法 (ordre coutumier) ノ原則及ビ規則、

(ハ) モシ當該關係ニ適用シ得ルトキハ、各國ノ國內立法ノ内容ヲナス原則及ビ規則、

(ニ) 國際司法、殊ニ常設國際司法裁判所ニヨツテ抽出サレタル (deserger) 原則及ビ規則、

第七條 前條ニ示シタル諸要素ヲ缺ク場合ニハ、國際正義ノ教規 (préceptes) 及ビ衡平ノ指示 (les indications de Requis) スルトコロノモノガ適用セラルベシ。

第八條 國際正義ノ教規トハ、國際法團體員間ノ關係ガ現實ニ規律セラレレモノト考ヘラル、人民ノ法的意識 (la conscience juridique des peuples) ナリ。

コノ意識ハ國際法ノ研究ニ從事スル學會 (Instituts) ノ決議並ビニ一定ノ資格アル法律家 (jurisconsultes de compétence reconnue) ノ一致セル學說中ニ現ハル。

國平ノ指示トハ事件ノ特殊ナル事情ヨリ生ズル指示ナリ。

第九條 外交上ノ先例、國際事件ニ關スル國內裁判所ノ判決、並ビニ最モ權威アル法律家ノ一致セル意見ハ、現行法規ノ確認或ハ確定ノ爲ニ考慮セラルベシ。

第三編 國內法ト國際法トノ關係

第一〇條 本宣言内ニ含マル、國際法ノ原則ハ總テノ國家ヲ拘束ス。各國ハ自國領域内ニ於テハ、自國法、殊ニ憲法ト相容レザル規定アル場合ニ於テモ、本原則ノ尊嚴ヲ保障スベシ。

國際法ニ反スル立法ヲナス國家ハソレニ對スル責任ヲ負フ。

第一一條 國內立法ト反スル規定ヲ有スル條約ヘノ調印國ハ、國內法ヲ條約ノ規定ト調和セシムベキ義務ヲ負フ。

第四編 國家ノ權利——其制限

第一二條 承認セラレタル總テノ國家ハ國際法上ノ人格 (*Personnalité juridique internationale*) ヲ有ス。

第一三條 國家ハ主權者ナリ。

主權トハ、國家ハ自己ノ領域内ニ於ケル支配者 (*maître*) ニシテ、自己自ラヲ支配スベキ權利ヲ有シ、國境内ニ對シ立法ヲナシ、自由ニ他國トノ關係ニ入り得ルトノ意味ニ解スベシ。

コレ等ノ能力ノ行使ニ當ツテハ國家ハ常ニ國際法ノ規定 (*prescriptions*) ニ從フ。

第一四條 如何ナル領域モ平和的手段ニヨル外取得スルヲ得ズ。

武力ノ行使ニヨルト又ハ外交的威嚇ノ表現 (*représentations diplomatiques comminatoires*) 或ハ其他總テノ有效ナル強制手段ニヨルトヲ問ハズ、實力ニヨル領域又ハ特殊利益ノ取得ハ承認セラレザルベシ。

第一五條 如何ナル國家モ、一時的タリトモ、如何ナル動機ニヨルヲ問ハズ、權限ニヨル (en vertu d'un titre) 場合ノ外ハ、他國ノ領域ノ如何ナル部分ヲモ占有スルヲ得ズ。

紛議ノアル場合ニハ、ソノ紛議ハ直チニ國際裁判ニ附託セラルベシ。

第一六條 國家ハ法律上平等ナリ。

法律的平等ハ必然的ニ國際團體ノ利益事務遂行 (à la gestion des intérêts) ニ任ズル機關ノ構成及ビ運用ニ於ケル平等ナル協働ヲ與フルモノニアラス。

第一七條 國家ハ、モシ自國ガ權利ニ對應スベキ義務ヲ負擔スルトキハ、他國ニ特別ナ權利ヲ認ムルコトヲ得、但シ、其權利ハ第三國ノ權利ヲ害セザルコトヲ要ス。

第一八條 總テノ國家ハ、沿海國、沿河國及ビ下位國ノ安全ニ必要ナル權利ヲ留保シテ、海洋、一般的利益ノ爲ニ承認セラレタル航路 (voies navigables) 及ビ空域ヲ共同ニ使用ス。

コノ使用ハ單ニ航行 (navigation) ノミナラス、他ノ總テノ方法ニヨル利用ヲ含ム。

第一九條 一國或ハ複數國ハ、平和的目的ヲ以テ、公海ニ建造物、殊ニ浮游島 (公海飛行場 *les Aéroports*) ヲ建設スルコトヲ得。但シ、ソレ等ハ其目的ニ從ヒ、他國ニ自由ニ接到スルモノナル場合ニ限ル。

第二〇條 如何ナル國家モ、自國固有ノ利益ノ名ニ於テ、共同利益ニ關スル法的規律 (réglementation juridique) ニ反スル權利ヲ有セズ。國家ガ一定ノ時ヨリ以後ニ特別ナル權利ヲ行使スルトキハ、該國家ハ該權利ヲ一般的利益ニ關スル法的規律内ニ於テ考慮スベシ。

第二一條 如何ナル國家モ自己ノ事件ノ裁判官タリ且ツ當事者タルコトヲ得ズ。

如何ナル國家モ自己ヲ裁判スルコトヲ得ズ。

合法ナル防衛權(自衛權 *droit de légitime défense*)ノ場合ヲ除キ、國家ハ他國ニ對シ、其義務ヲ強制スル場合ニ於テスラモ、一方的ニ強制手段(*mesures de coercion*)ヲ執ルヲ得ズ。

第二二條 特別ナル法律上ノ權原ナキ場合ハ、タトヘ自國民ノ生命・財産ガ脅威セラル、場合ニ於テモ、他國ノ同意ナクシテ其國ノ内外事件ニ對スル干涉權、殊ニ實力(*force*)ニヨル干涉權ヲ有セズ。

總テノ國家或ハソレ等ノ中ノ一國ノ國家ノ集合的干涉ハ世界的・大陸的或ハ地方的組織ニ關スル規約(*pactes*)ノ規定ニヨル場合ニノミ許サル。

第二三條 如何ナル國家モ自己ノ自由ナル同意ニヨリ且ツ國際立法ニヨリ確認セラレタル一般的・大陸的・地方的利益ニ反セザル場合ニノミ本宣言ノ規定ニヨリ取得シタル權利ヲ將來讓渡又ハ制限シ得。

第四編 國家ノ義務

第二四條 國家ハ他國ニ對シ且ツ國際團體ニ關スル義務ヲ有ス。

第二五條 國家ハ

(イ) 自國ノ領域内ニ於テ國際義務ノ遂行(*accomplissement*)ニ必要缺クベカラザル秩序ヲ維持スベシ。

(ロ) 自國內ニ居住スル總テノ人ニ對シ、國際正義ノ感情ガ現在ノ文明國民ノ總テニ課ストコロノ權利ノ遂行及ビ利益ノ享有ヲ許スガ如キ政治的及ビ法律的組織ヲ維持スベシ。

(ハ) 自國ノ領域内ニ於テ他國ノ安全或ハ國內的秩序ニ反スルガ如キ陰謀ヲ企ツルコトヲ防壓スベシ。

(ニ) 國際法ノ教規及ビ自己ノ調印シタル條約ヲ嚴格ニ遵守スベシ。

アルヴァレズノ『現代國際法の基本的綱領及び大原則の宣言』

アルゲアレズの『現代國際法の基本的綱領及び大原則の宣言』

一四〇

如何ナル國家 (puissance) モ他ノ締約國ノ同意ヲ得ルニアラザレバ條約上ノ約束ヨリ解放サレ或ハ其規定ヲ修正スルヲ得ズ。

(ホ) 利害關係ヲ有スル各國ノ權利ヲ尊重スベシ。

(ヘ) 國家間ニ生ズルコトアルベキ紛争ハ平和的ニ解決スベシ。

(ト) 國際裁判所ニヨリテ與ハラレタル判決ハ忠實 (de bonne foi) ニ履行スベシ。

(チ) 戰爭ノ豫防・防壓及ビ機會アル毎ニソレヲ停止セシメルコトニ協力スベシ。

(リ) 刑事及ビ民事裁判ノ執行 (Administration) ニ對シ相互ニ援助スベシ。

(ヌ) 國際的役務 (services internationaux) ノ創設・適用 (fonctionnement) 及ビ發展ニ參加スベシ。

(ル) 個人ノ健康及ビ公衆衛生ノ改善、疾病ノ豫防及ビ世界ノ苦惱緩和ニ關スル國際的專業ニ協力スベシ。

(ヲ) 人民ノ道德的・智的及ビ物質的進歩、肉體的並ビニ精神的勞働者ノ條件ノ改善、及ビ科學的進歩ノ發展ニ協力スベシ。

(ワ) 自國內ニ國際的連帶ノ感情ヲ發展セシムル爲メ國家ノ有スル手段 (教育、ラヂオ、映畫、印刷物、其他) ヲ利用スベシ。

第二六條 義務ノ履行ニ於テモ、權利ノ行使ニ於ケルガ如ク、國家ハ其使命トシテ人類ノ進歩ヲ連帶的ニ追求スベキモノナリトノ思想ヲ高調スベシ。

第二七條 大陸的及ビ地方的團體ハ總テノ部門ノ活動 (tous les ordres de l'activité) 殊ニ經濟的部門ノ活動ニ相互ニ協力スベキ義務ヲ有ス。

コノ目的ヲ達スル爲、協同一致シテ最善ノ方法ヲ探求スベシ。

第六編 個人ノ國際法上ノ權利

第二八條 總テノ國家ハ自國內ノ總テノ個人ニ對シ、國籍、性、人種、言語或ハ宗教ノ區別ナク、其生命、自由及ビ財産ニ對シ完全ナル保護 (*pleine et entière protection*) ヲ保障スベシ。

第二九條 總テノ國家ハ又自國內ノ總テ個人ニ對シ、其實行ガ公序・良俗ニ反セザル限り、總テノ教理 (*dog.*) 宗教 (*religion*) 或ハ信仰 (*croyance*) ノ公的及ビ私的ノ自由ナル實施權ヲ承認スベシ。

第七編 外國人ノ權利・義務、國家ノ責任、外交的要求

第三〇條 外國人ハ私權及ビ刑法上ノ保障ニ關シテハ自國人ト同様ニ待遇セラル、權利ヲ有ス。

如何ナル場合ニ於テモ、外國人ハ彼等ノ居住スル國ガ、永久的ナ方法ニテ、其居住者ニ對シ第二五條 (ロ) 及ビ第二八條第二九條ニ關スル權利ノ最小限ヲ保障セザル場合ノ外ハ、自國人ヨリモヨリ以上ノ權利ヲモツコトヲ主張シ得ズ。

第三一條 總テノ外國人ハ其居住スル領域國ノ法及ビ權力ノ下ニ置カル。

第三二條 總テノ國家ハ、作爲ニヨルト不作爲ニヨルトヲ問ハズ、自國ノ官憲 (*autorités*) ガ他國人民ニ對シテ加ヘタル損害ニ對シ其責任ヲ負フ。

然シコノ責任ハ、第二五條 (ロ) 及ビ第二八條、第二九條ニ指示セラレタル場合、或ハ國際法上外國人ノ有スル權利ノ侵害又ハ不承認ノ存シタル場合ニアラザル限り、自國人ニ關スルモノト同様ナリ。

第三三條 國家ハ條約ニヨリ、前條ニ設定セラレタル責任ヲ擴張或ハ縮少シ得。

アルヴアレズの『現代國際法の基本的要領及び大原則の宣言』

一四二

第三四條 外國人ニシテ滞在國ニ於テ、國家ニ責任アリト考ヘラル、損害ヲ其國ノ官憲或ハ個人ヨリ受ケタルトキハ、其國ノ官憲ニ訴フベシ。外國人ノ本國ハ裁判拒否ノ場合ノ外ハ、彼等ニ外交的保護ヲ與フルコトヲ得ズ。裁判拒否ニツキ争ヒノ生ジタル場合ハ國際裁判ニヨリ決定サル。

第三五條 他國ニ對シ不正ニ(Injustement)損害(precjudice)ヲ與ヘタル國家ハ、其損害ヲ賠償スベシ。損害ガ不正ニヨリ生ジタルモノナリヤ否ヤノ問題ハ國際裁判ニヨリ決セラル。

第八編 國際紛争ノ解決

第三六條 友誼的方法ニヨリ解決シ得ザル國家間ノ紛争ハ、モシ世界的、大陸的、地方的、或ハ當事國間ノ條約ガ存スルトキハ、該條約ニ指示シタル手續ニ委ネラルベシ。

第三七條 前條ニ指示シタル性質ノ條約ガ存セザルトキハ、紛争國ハ該紛争ヲ國際聯盟理事會ニ提出シ、紛争ヲ審理(Comaire)スル法律的或ハ政治的權限ヲ有スル國際的機構ノ諮問的意見ヲ要求スベシ。紛争當事國ハ、モシ其道ガ開カレタルトキハ、直接ニ該國際的機構ニ訴フルコトヲ得。

第三八條 常設國際司法裁判所ハ國際法團體ノ世界的司法機關ナリ。

第三九條 國際法ノ原則及ビ規則ニ對スル總テノ侵犯ハ國際法團體各員ノ權利ノ侵害ナリ、但シ、直接ノ利害關係國ノミガ資格アル國際機關ニ提訴(appeal)スルコトヲ得。

第九編 國際法ノ法典化

第四〇條 世界的タルト大陸的タルト地方的タルトヲ問ハズ、總テノ法典化ハ本宣言ニ含マル、諸原則ヲ高調スルベシ。